

別表1(第4条、第5条、第10条関係)

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8	154,000		
	訓練用ベッド	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。		8	159,200		
	特殊マット	給付	重度又は最重度の知的障害児者及び下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上の者並びに下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の障害者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5	19,600	じょくそう予防マットとの供給不可	
	じょくそう予防マット	給付	下肢若しくは体幹機能障害1・2級で3歳以上18歳未満の方、下肢若しくは体幹機能障害の1級(常時介護を要する方)で18歳以上の方又は難病患者等で寝たきり状態にある方。	じょくそう予防のためのものであって、次のいずれかに該当するもの。 ①エアーマットと送風装置からなるもの。 ②水等による減圧によって体圧分散効果を有するもの。原則として、全身用のもの。	5	80,000	特殊マットとの供給不可	
	特殊尿器	給付	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の障害児者で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で自力で排尿できない者。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者等又は介護者が、容易に使用し得るもの。	5	67,000		
	入浴担架	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者で原則として3歳以上の者。(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	82,400		
	体位変換器	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者、又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が、障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5	15,000		
	移動用リフト	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者で原則として3歳以上の者、又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。	介護者が、障害児者又は難病患者等を移動するに当たって、容易に使用し得るもの。(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4	159,000		
	訓練いす	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上の者。	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	5	33,100		
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	下肢又は体幹機能障害の障害児者で入浴に介助を必要とする原則として3歳以上の者又は難病患者等で入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等又は介助者が、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000		
	便器(手すり取付け可)	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で常時介護を要する者。	障害児者又は難病患者等が、容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができるもの。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450 (手すり取付けの場合 5,400円加算する)		
	頭部保護帽	給付	重度若しくは最重度の知的障害児者等(てんかん発作等により頻繁に転倒する者に限る。)又は、平衡機能、下肢機能及び体幹機能に障害があり、頻繁に転倒する者または、てんかんを事由とした精神保健福祉手帳1級の交付を受けた者で転倒の恐れがある者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3	A: 12,768 B: 30,870	A:スポンジ、革を主材料に製作されたもの B:スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの	
	T字状・棒状のつえ	木製	給付	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能の障害を有し、つえの使用により歩行機能が補完される者又は難病患者等で下肢が不自由な者。	歩行時に身体を支え、安定させるものであって、障害児者が、容易に使用し得るもの。	3	2,310	
		軽金属製					3,150	
	移動・移乗支援用具		給付	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児者で原則として3歳以上の者又は難病患者等で下肢が不自由な者。	おむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害児者又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000	
特殊便器		給付	重度又は最重度の知的障害児者及び上肢2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で上肢機能に障害のある者。	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200		

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考
	火災警報器	給付	重度又は最重度の知的障害児及び身体障害者手帳等級2級以上の障害児者。(当該世帯が火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報を知らせるもの。	8	15,500	
	自動消火器	給付	重度又は最重度の知的障害児及び身体障害者手帳等級2級以上の障害児者又は難病患者等。(当該世帯が火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者や難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8	28,700	
	電磁調理器	給付	重度又は最重度の知的障害者又は視覚障害2級以上の障害者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	知的障害者又は視覚障害者が、容易に使用し得るもの。	6	15,000	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	10	7,000	
	聴覚障害者用屋内信号装置	給付	聴覚障害2級の障害者。(当該世帯が、聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10	87,400	サウンドマスター 聴覚障害者用目覚時計 聴覚障害者屋内信号灯を含むものとする。
	視覚障害者用誘導装置	給付	視覚障害者のうち、音声による誘導を必要とする者。	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの。(受信機のみ)	10	56,000	
	携帯用信号装置	給付	聴覚障害者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者。	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの。	10	18,000	
	トイレチェア	給付	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの。	8	81,000	
	車椅子用段差昇降機	給付	常時車椅子を使用する身体障害児者。	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの。	10	260,000	
	人工呼吸器用バッテリー	給付	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着しているもの又は難病患者等で人工呼吸器を使用しているもの。	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	5	200,000	
	人工呼吸器用蓄電型電源装置	給付	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着しているもの又は難病患者等で人工呼吸器を使用しているもの。	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障害者又は介助者が容易に使用及び運搬可能なもの。	5	65,000	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	腎臓機能障害1級又は3級の障害児者で原則として3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5	51,500	
	酸素ポンプ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者。	障害児者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	10	17,000	
	ネブライザー	給付	呼吸器機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害児者又は難病患者等で呼吸器機能に障害のある者。		5	36,000	
	電気式たん吸引器	給付			5	56,400	両用器の上限額は 72,450円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	①呼吸器機能障害又は心臓機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者。 ②難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者。	①障害児者が容易に使用し得るもの。 ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5	①42,000 ②157,500	
	視覚障害者用体温計(音声式)	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	5	9,000	
	視覚障害者用体重計	給付	視覚障害2級以上の障害者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)		5	18,000	
	視覚障害者用血圧計(音声式)	給付	視覚障害2級以上の障害者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)		5	15,000	

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考	
情報・ 意識疎 通支援 用具	携帯用会話補助装置	給付	音声・言語機能障害又は肢体不自由の障害児で発声若しくは発語に著しい障害を有する学齢児以上の者。	携帯式で、こぼを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの。	5	98,800		
	点字ディスプレイ	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。	パソコン等に接続し、画面の文字情報を点字で表示する点字用ペンディスプレイ。	6	383,500		
	点字器	標準型	給付	視覚障害児者。	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	7	10,712	標準規格の点字用紙に点字を書くことができるもの。
		携帯用				5	7,416	携帯して利用することが可能なもの。
	点字タイプライター	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として就学若しくは就労している又は就労が見込まれる者。	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	5	63,100		
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音再生機	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用しうるもの。	6	①85,000 ②23,000	
		再生専用機			②視覚障害者用テーブルコーダーにあっては、操作の表示が点字等であり視覚障害児者が容易に使用しうるもの。 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用しうるもの。			35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	6	99,800		
	視覚障害者用拡大読書器	給付	視覚障害児者で原則として学齢児以上の者。(この装置により文字等を読むことが可能になる者。)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出されるもの。	8	198,000		
	視覚障害者用文字放送ラジオ	給付	視覚障害2級以上の障害者。	点字仕様等、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	29,000		
	視覚障害者用時計	触読時計	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	5	10,300	
		音声時計					13,300	
	聴覚障害者用通信装置	給付	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児者で原則として学齢児以上の者。	音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用し得るもの。	5	71,000 (ただし、FAXIについては30,000円とする。)		
	聴覚障害者用情報受信装置	給付	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの。	6	88,900		
	人工内耳用電池	空気電池	給付	聴覚障害児者又は難病患者等であって、人工内耳を装着している者。	聴覚障害児者又は難病患者等が、容易に使用し得るもの	—	(月額)3,000	空気電池と充電電池との併給不可。 両耳装用の場合は左右それぞれに給付可。
充電電池		1				17,600		
人工内耳用充電器	給付	聴覚障害児者又は難病患者等であって、人工内耳を装着している者。(人工内耳用充電電池を使用する者に限る。)			3	28,600		
人工喉頭	笛式	給付	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者。(人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。)	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4	5,150		
	電動式			額下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5	72,203		
	埋込型人工喉頭用人工鼻			呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの。	—	(月額)23,100		

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考
	点字図書	給付	視覚障害児で主に情報の入手を点字によってしている者。	点字によって作成された図書。	—	点字図書価格	対象者一人につき、点字図書で年間6タイトル、又は24巻を限度とする。 (ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)
	情報・通信支援用具	給付	次の要件のいずれにも該当する障害児で原則として学齢児以上の者。 (1) 視覚又は上肢機能障害が2級以上である者。 (2) パソコンの使用により社会参加がみこまれること。	情報機器(パソコン等)の周辺機器やソフトウェア等であって、機器の使用に当たって障害による弊害を緩和もしくは解消できるもの。	5	100,000	
	福祉電話	貸与	難聴者又は外出困難な原則として2級以上の障害者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。(当該世帯が、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が、容易に使用し得るもの。	—	83,300	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品)及び洗腸用具	蓄便袋	ストーマ造設をした者。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。	—	(月額)8,858	紙おむつは複数の要件に該当する場合であってもいずれか一のもの給付とし、複数給付は行わない。
		蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの。		(月額)11,639	
	その他	給付	3歳以上であって、次のいずれかの要件を有し、紙おむつ等の用具類を必要とする者。 (1) ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者。 (2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害を有する者。 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する者。 (4) 脳原性運動機能障害又は脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者。(概ね3歳未満で発症した疾病等により四肢機能障害や体幹機能障害を有し、次のいずれにも該当する者。) ①自力でトイレにいけないこと。 ②自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと。 ③介助による定時排泄をすることができないこと。 3歳以上の重度又は最重度の知的障害児で尿意又は便意の意思表示かつ定時排泄が困難であり、常時紙おむつを必要とする者。	対象者の衛生を保てるもの。	(月額)12,000		
		給付			(月額)5,000		
収尿器	普通型	給付	脊椎損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者。	採尿器と収尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの。	—	男性用:7,931 女性用:8,755	
	簡易型					男性用:5,871 女性用:6,077	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者であって、その障害程度等級が3級以上の障害児者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。)	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 住宅改修の範囲は、次に掲げるものとする。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前号に掲げる改修に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000	原則一回限りの給付
その他	その他	給付	身体障害者手帳取得者で、特に市長が必要と認めた者。	日常生活上、真に必要とする用具で、特に市長が認めるもの。	—	—	

注1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく施策により給付等を受けることができる用具については、本事業による給付等を受けることはできないものとする。

注2) 医療保険が適用される用具については、原則、本事業による給付を受けることができないものとする。